

## 平成 27 年度第 3 回清瀬市環境審議会会議録（要旨）

日 時 平成 27 年 11 月 18 日（水）  
午前 9 時 30 分～午前 11 時 25 分  
場 所 中清戸地域市民センター第 2 会議室  
出席委員 石井会長、澁谷副会長、織田委員、大槻委員、坂巻委員、大川委員、田中委員、  
宮澤委員、江口委員、根本委員、齋東委員（11 名）  
事務局 渡邊水と緑の環境課長、山下水と緑の環境課長補佐、今村主任（3 名）

### 《会議次第》

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 第 1 回、第 2 回清瀬市環境審議会会議録の確認について
  - (2) 清瀬市環境基本計画の素案について
  - (3) その他
- 3 閉会

### 《配布資料》

- ・平成 27 年度第 3 回清瀬市環境審議会次第
- ・審議会委員からの意見等
- ・計画の進行管理

### 《審議経過》

- 1 開会 石井会長
- 2 議題
  - (1) 第 1 回、第 2 回清瀬市環境審議会会議録の確認について  
【事務局】清瀬市まちづくり基本条例第 6 条により第 1 回、第 2 回環境審議会会議録について、市のホームページで会議録等を周知する。また、第 3 回、第 4 回の審議会会議録についても各委員にご確認いただき市のホームページで公開する。  
【会長】第 1 回、第 2 回清瀬市環境審議会会議録について確認したということによいか。  
【全委員】承認
  - (2) 清瀬市環境基本計画の素案について  
審議会委員からいただいた意見等の修正案を事務局より説明  
【委員】数値目標を置くべきであるという意見に実施計画を策定するとあるが、今までも基本計画に大枠の数値的なものがなければ、実施計画は「やりやすいよう

な「やれるような」などに陥りがちである。実施計画を作ったとしても、毎年度チェックして次の年度からどうするのか計画達成のためにやっているのが行われていないように見受けられる。基本計画にきちんと数値目標を入れた方が良くと申し上げている。

【事務局】実施計画については計画期間を3年間定めて基本計画に基づいて実施計画がどこまで目標を達成できているか、数値に対しての所管課の達成した、しない又、今後のその目標はどうかを見直すことを考えている。

【委員】基本計画の段階できちんと実施するための中身について議論した上で基本計画を策定した方が良い。

【事務局】実施計画についても審議会の皆様に確認、審議していただく。

【委員】第二次環境基本計画の実施計画にあつたては環境審議会を開催してチェックをうけるということか。

【事務局】そのとおりである。

【委員】第一次環境基本計画でも行ったのか。

【事務局】第一次環境基本計画の中でも点検、評価、見直しという項目はあつたが、行っていなかった。この場をお借りしてお詫びする。

【委員】大変な問題である。つくりっぱなし、言いつぱなしでは意味がない。そういう点からきちんと数字をあげてそれに基づいて計画を策定し、審議会を開催してやるよう申し上げている。環境基本計画を達成しようという気概が感じられない。

【事務局】そういう経緯もあつて2度と繰り返さないためにも第二次基本計画を見直し、最初の基本計画には実施計画もなかつたので、今回は基本計画を策定し、実施計画をつくるということで清瀬市の環境施策を進めていきたい。

【事務局】今まで第一次環境基本計画の点検、評価、見直しを行っていなかったことに申し訳なく思っている。今回については作りっぱなしということは絶対にしない。第二次環境基本計画は関連した各個別の計画があるが、その個別計画には数値目標があるのでそちらの計画で、目標値を達成できるように施策を実施したい。実施計画をつくるにあたって、個別の計画はあるので、そこにはないものを、例えばCO2削減目標、再生可能エネルギーの導入の目標値など実施計画に盛り込みたい。実施計画をつくり、3年間という期間のなかで毎年環境審議会を開き、実施の経過や達成状況を説明したい。

【委員】第一次環境基本計画については大きな過ちがあつたと認めるのか。実施そのものがされていなかったということか。

【事務局】実施してきてないということではない。点検、評価、見直しという点で審議会にお示しできなかったということ。

【委員】市民に直接、あるいは議会に説明することはしたのか。

- 【事務局】実施していない。
- 【委員】第一次環境基本計画の実施について過ちがあったのであれば、市民に説明しなければいけない。その手段としては審議会に言うのは当然であるが、議会で説明するとか、市報で報告するとか説明したうえで第二次基本計画の実施にあたっては、その考え方を説明する必要がある。そうでなければ、きちんと実施されるのか、不安であり、不信として残っている。
- 【委員】環境基本計画に基づいた関連計画の中で計画を立てていない目標数値が足りないものに関して、来年度以降実施計画を立てていきたいということだと思うが、実施計画の仮の名称は考えているのか。仮の名称があるならば、その実施計画の仮の名称の位置づけを要綱等で定めているのか。
- 【事務局】足りないというか、関連の計画があるが、その他環境基本計画の中に含まれていないものがあるので、例えばエネルギーの関係や個別の地球温暖化に対してのCO2削減等、それについては計画を立てていきたい。
- 【委員】実行性があるのか、計画を立ててくれるのか、審議員に諮るのかが不安だと思うので、その不安を払しょくするための実施計画を立てるための要綱をつくる予定があるのか。なければ次回の審議会にこういう形で位置づけていくという説明があれば納得するのではないか。
- 【事務局】実施計画をつくるにあたって基本的な目的と位置づけを盛り込むので、実施計画案ができたなら、審議会の皆さんにご審議頂きたい。
- 【委員】例えば都市計画マスタープランなど法的な根拠があって、立てていると思うが、この実施計画についてもどういう法律に基づいてということを示していただければ、みなさん安心されるのではないか。
- 【事務局】特に法律に基づいてというのはないが、この計画をどのように展開していくかの実際の計画である。
- 【委員】計画に目標数値を入れないが実施計画に盛り込むというが、実施計画はどういう位置づけなのか明文化されていない。
- 【事務局】提案として点検、評価、見直しの項目の中に具体的に盛り込むことを検討したい。
- 【会長】点検、評価、見直しになるべく具体的に盛り込んでほしい。
- 【委員】PCBの問題であるが、現状がどうなっているのか記載した方が良い。
- 【事務局】PCBは東京都が適正管理しているので、市は把握していない。学校のPCBについては来年度すべて完了し適正に管理している。事業者についてはそれぞれ管理している。
- 【委員】PCBの問題は事業者責任で国とのやりとりである。
- 【委員】市内のPCBはどこに保管しているのか。
- 【副会長】市が保管しているPCBの処理については清瀬市という一事業者がどうするか

という問題である。この環境基本計画に謳うとすれば各事業者に適正管理を促すとか情報提供に努めるとかということになると思う。この計画に盛り込むのは細かすぎる。

- 【委員】清瀬市は他の事業者とは違う。
- 【委員】PCBはVOCと同じで有害な化学物質であり、国の処理技術がどこまですすんでいるのか、こちらではなかなか見通しができないので同等ではないか。
- 【委員】国の問題であり、事業者が責任をもって管理しなければいけない重要な物質であるが、ここでは市が管理しているPCBをどのようにしているかということは答えてもいいのではないか。
- 【委員】市内で保管しているPCBはどこにあるかを確認しているだけだ。
- 【事務局】PCBについては回収は終了し、処分はまだできていないが適正に管理しているのでご理解頂きたい。
- 【委員】その答えを市民は聞いて安心する。
- 【委員】PCBは適正に管理していることを盛り込んだ方が良い。
- 【会長】委員からも問題が指摘されているので清瀬市の現状をどのくらい、どこに保管しているのか安心・安全のために盛り込む方向でどうか。
- 【委員】個別な書き方よりは国や関係機関と連携して適切な処理を推進していきますという書き方がよいのではないか。
- 【会長】ダイオキシン類対策の中にPCBの現状を入れるか、どちらにするか。
- 【委員】PCBの事は不都合がなければ安全に保管されていると記載してほしい。
- 【副会長】色々な意見が出ているが、清瀬市として持っているPCBどこにどのくらい保管しているのか明記することを求められているのか。
- 【委員】清瀬市が保管しているPCBの状況を知らせるべきだ。
- 【副会長】計画に書かれないということか。
- 【委員】はい。
- 【委員】もともとの発生原因がちがう。PCBについては国の方針に従って適正に管理していることを載せ、具体的なことは実施計画で考えていけばよい。
- 【委員】市がPCBの把握は難しい。他の事業者の話になると東京都の管轄になるので。
- 【委員】市の管理するものだけでいい。
- 【副会長】情報提供は必要だが、それを計画の中で必要か。
- 【委員】あるのではないか。
- 【委員】位置づけが市や市民や事業者のとなっていることから、一部の市の状況だけを書くのはどうなのかと思う。計画にはPCBの適正管理について一般的にどうあるべきかを盛り込むほうがよい。
- 【委員】今の意見に賛成。全体でとらえないといけない。
- 【委員】市民の安心・安全を守るためにはどうするか、市に権限が無いとなると、都

や国はこう思っていることを書かないと市民に伝わらない。

- 【副会長】PCBの処理についての情報提供なり発信は計画の中で謳うのは適切であるが、清瀬市という一事業者のことを特筆することはどうか。
- 【会長】PCBもダイオキシンの一種であるので、市民の安心・安全を謳うためには適正に管理している一文を入れたほうがいいのかも。ただ他に情報を発信するツールがあるか。
- 【事務局】東京都産業廃棄物に係る公表制度があり報告内容はホームページで公開されている。市にもホームページというツールがあるので随時発信できればと思っている。
- 【委員】PCBとしては項目として入れた方が市民は安心してよい。ダイオキシンの中に入れるか、新しい項目を作るかだと思う。
- 【委員】「市民が安心して暮らせるよう不安や疑問を解消する」の中の小中学校のアスベストの流れで盛り込むのがよい。
- 【委員】アスベストとダイオキシンと同列に置くのはどうか。PCBについては市民に一度広報すればいいのではないか。
- 【委員】この計画の中に清瀬市の環境ということで入れて、完全に処理が終わった時にまた報告する。
- 【委員】完全に分解されて処理されるまではPCBは確実にある。
- 【会長】不安や疑問を解消するという課題でこれだけの委員の方々が必要であると言われてるので、市が小中学校から回収したPCB含有のものについては適正に管理していると書いたらどうだ。課題ではないので現況の中でPCBについてはダイオキシン類対策の中に盛り込むのがいいか。
- 【委員】それは一般的にはわかりづらい。
- 【会長】そうすると現況の中の独立した項目を作るようになる。
- 【委員】課題の中に一文を入れてほしい。
- 【会長】盛り込むということで事務局は簡潔な文章でまとめてほしい。他の意見は。
- 【委員】都市公園のなかに台田の杜がなぜ入らないのか。
- 【事務局】都市計画決定していない。
- 【会長】他の意見は。
- 【委員】川底の土、河原のホットスポットの放射線濃度について河川の管理者は東京都であるが市が独自に行えないのか。
- 【事務局】市が計測するところは市が管理しているところになる。河川については必要ないと考えている。
- 【委員】公園や保育園の土壌の方が河川より優先順位が高いので測定していこうと思っている。
- 【会長】他に意見は。

- 【委員】 1 ページ「これまで以上の省エネルギーとともに」が言葉的に足りないので考え直してほしい。53 ページの「ペットの適正使用や遺棄防止や」と「や」が続いている。あと、質問が二点あるが、アスベストの対策で今後、民間の家屋の解体が増加していくとあるが、民間の家屋よりビルなどに恐れがあるので表現を違うものに考えてはどうか。54 ページの外来生物に対して適正な駆除を行うとあるが誰が行うのか。適切な表現にしてほしい。
- 【会長】 他の意見は。
- 【委員】 下水道対策について、市民・事業者の取組みで雨水タンクなど雨水貯留施設や雨水浸透マスを取り付けるよう努めます、とあるが、これは川への配慮、流水を多くして枯渇する空堀川に流水を導くために閣議決定された水循環の中の大きな課題のひとつであってみれば、下水道対策とどう結びつくのかと思う。
- 【副会長】 文章の流れや項目立てをみると下水道対策という見出しに違和感がある。例えば下水道対策という見出しを適切な水循環の実現などの表現に替えればどうか。
- 【委員】 雨水は必ず川に流れ、生活用水は処理場に行く。雨水貯留という国の施策ができたので計画に載せてもらいたい。
- 【委員】 清瀬市は 50 mm対策で雨水を作っているのですが、70 mm、80 mmと瞬間的に降ると冠水が新小金井街道でもみられる。対策は必要だと思われる。
- 【事務局】 下水道対策という表題を水循環の部分も含まれているので、検討させて頂く。
- 【委員】 雨水貯留と雨水浸透は項目が違うと思うので検討してほしい。
- 【委員】 雨水浸透マスは経年劣化や土などで詰まってしまう。作るだけでなく管理についても記載する必要がある。
- 【会長】 他の意見は。
- 【委員】 1 ページの東日本大震災以降の温暖化・エネルギー対策の中で温室効果ガス削減とあるが実際は温室効果ガスの排出量の削減である。40 ページの課題の二酸化炭素の排出の抑制とあるが、排出量をどのように抑制するかとやってきたが、地球全体の温暖化ガスの濃度は増え悪化してきている。さらに削減の施策をすすめていかないといけない。今後の実施計画の中でみんなが真剣に取り組めるように考慮してほしい。
- 【会長】 他の意見は。
- 【委員】 廃棄物の発生抑制と減量化のところ、歯磨き粉の中の研磨剤の物質が自然の生態系を危険にしている、それはダイオキシンと同じように小さいプランクトンから魚にそして人間に戻ってくるということで、市民・事業者の取組みの中でよいかわからないが、大気・土壌・河川を汚染するような化学物質の混入したものはなるべく家庭に持ち込まないというようなことを事業者は明確に表示をする。その手立てはないか。芳香剤、消臭剤など化学物質が家庭の中に

入ってきている。そういうものに対してこれは大丈夫か、安心かと一歩考える言葉を入れられないか。

- 【委員】それは難しいのではないか。売られているものに市が抑制は難しい。
- 【委員】難しいと思うが、小さいところから話題を拡げていき、買い物をする時は注意してみようなど。
- 【副会長】市が市民の消費行動についてこの計画でいうのは難しい。市民の方からの情報発信をするのは良い。趣旨としては61ページの有害化学物質が使用されている物の購入・使用は控えます、という一文がある。
- 【委員】事業者が環境に負荷をかけるものは極力生産を…現実に一人一人がやっていたかなければいけない時代にきている。どう表現していいのかわかる。実施計画の中で盛り込んでいきたい。
- 【会長】その他の意見は。
- 【委員】緑の役割の中に防災の項目をいれることはできないか。
- 【副会長】防災環境の整備の中に一文がある。
- 【会長】他に意見は。無いようなので今後の予定を事務局よりお願いする。
- 【事務局】素案の修正を行い、今月末までに各委員に送付する。今後はパブリックコメントの手続きを行う。市役所本庁舎、図書館、各センターに第二次環境基本計画(案)を設置して、平成27年12月21日(月)から平成28年1月15日(金)までの25日間に意見を募る。市として意見をどう扱うかまとめたものを庁内策定委員会で検討し、最終案の環境基本計画を第4回環境審議会の前に送付する。第4回環境審議会の日程は平成28年2月23日(火)から26日(金)を調整する。